

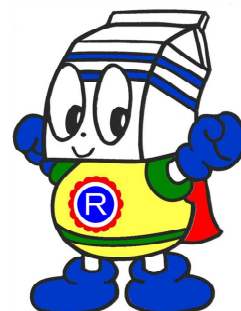
ボランティア袋使用上の注意

1. 対象となるボランティア清掃の範囲

- 公道上のごみや落ち葉拾い
- 集積所（集合住宅内を除く）に散乱したごみの清掃
- 海岸や河川敷のごみ拾い

※草刈り、剪定作業に伴うごみには使用できません。

※公園、集合住宅内敷地（公営住宅、共同住宅等）の清掃作業には使用できません。



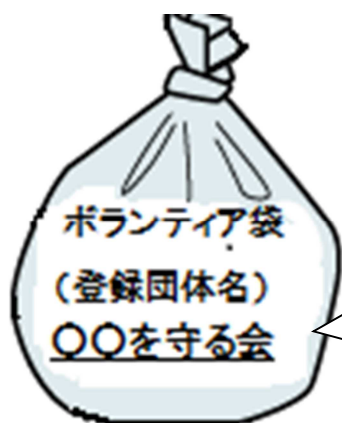
2. 排出場所

- 5袋以内の場合→家庭ごみと同様、収集日程どおりに集積所へお出してください。
- 6袋以上の場合→事前に、「環境美化ボランティア袋排出届」を提出してください。
清掃する日の一週間前までの提出が必要です。

※清掃実施日に変更があった場合や、清掃実施後「環境美化ボランティア袋排出届」の排出枚数に変更があった場合は、清掃実施後の翌開庁日朝9時までにごみ袋の量を環境業務課(Tel: 21-1762)にご連絡ください。

3. 排出時の注意

- ①ボランティア袋は燃やせるごみ、燃やせないごみに分別してください。
- ②プラ・ペット等は燃やせるごみ、缶・びんは燃やせないごみに分別してください。



排出届を提出された場合は、袋に申請者(団体)名を記入してください。

※袋への記名は必須ではありませんが、記名することで活動をアピールできます。

(裏面に続く)

ボランティア袋が使用できるごみ

燃やせるごみ

<例>



・ゴム手袋等
のゴム製品



・汚れた
ペットボトル
やビニール類



・たばこの吸殻や
紙くず等

分別されていない袋は
収集しません！

燃やせないごみ

<例>



・傘



・ライター
(ガスは抜く)



・汚れた空き缶



・汚れた空きびん



・汚れた金属鍋



・陶器類

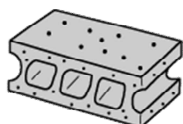
ボランティア袋が使用できないごみ

タイヤなど市では収集しないもの

<例>



・タイヤ



・コンクリート



・中身が入った
塗料缶



・農薬などの
薬品が入った
容器



・長さ 1m 以上か、太
さ 12cm を超える木
や枝

自転車などの粗大ごみ

<例>



・自転車



・テレビ



・ドラム缶

(家電リサイクル法対象品)

発見した場合は動かさず、
清掃場所の管理者に
連絡してください！

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

宮崎市環境業務課 TEL：21-1762 FAX：21-1686